アフリカの野生動物保全の持続性
ー住民参加型保全の発展形としての土地権利運動ー

岩井雪乃
（早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター）

発表内容

- アフリカの野生動物保全の歴史的潮流
- 事例分析
  - ・住民による抵抗と受容
  - ・土地権利運動のあらまし
  - ・土地権利運動に発展した4つの要因
- まとめ

アフリカにおける住民参加型野生動物保全

- 1980年代以前：原生自然保護

  protectionism, fortress conservation

  パトロールと罰則による住民規制

  「監視と制裁」、国家による暴力

- 1990年代以後：住民参加型保全

  community conservation, community based natural resource management

  住民による主体的な資源の利用と管理

  利益還元、民主主義、権限移譲

アフリカの自然保護政策の歴史

<table>
<tr><th></th><th>環境思想</th><th>政府の政策</th><th>住民への効力</th><th>狩猟規制</th></tr>
<tr><td>1920年代</td><td></td><td>植民地政府による狩猟禁止、保護区の設立</td><td rowspan="2">弱</td><td>伝統的狩猟の継続（弓矢・集団）</td></tr>
<tr><td>1960年代</td><td rowspan="2">原生自然保護</td><td>植民地からの独立
保護区の増加</td><td>伝統的狩猟の継続（弓矢・集団）</td></tr>
<tr><td>1970－80年代</td><td>ゾウ・サイの密猟増加
→取締りの強化</td><td rowspan="2">強</td><td>見つかりにくい猟法（ワイヤー、少人数）</td></tr>
<tr><td>1990－</td><td colspan="2">住民参加型保全
（地域住民をまきこんだ保全）</td><td>狩猟人口の減少</td></tr>
</table>

「参加型保全」に対する懐疑

- 野生動物の保全は向上したか

→プロジェクトによって住民の資源利用が変わっているかは不明瞭（Kangwana & Ole Mako 2001）

- 野生動物保全における住民の主体性は向上したか

→西欧的動物保護イデオロギーを村へ浸透させる装置となり、国家の支配がさらに強まる。自己監視。（Neumann 2001）

→住民参加型保全の落とし穴

発表の目的

- 国家により野生動物保全を強制されてきた村落において、組織的な土地権利運動が生起した。この要因の分析を通じて、野生動物保全あるいは資源管理への住民の主体性を考察する。

タンザニア・セレンゲティ国立公園における事例分析

調査地

- タンザニア
  セレンゲティ国立公園に隣接するA村
- 人口　2300人
- 民族　イコマ

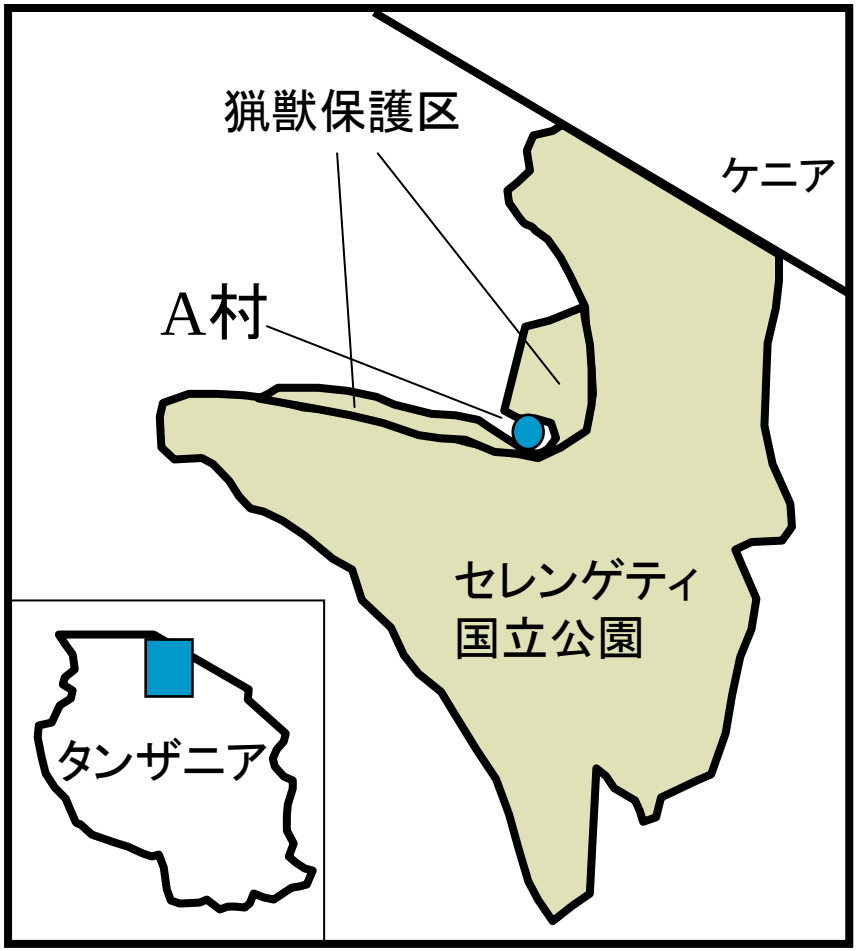

生業

農業　100%

牧畜業　60%

現金稼得活動

男性：建設業、警備、ホテル

女性：地酒販売

食事

主食:ソルガム
メイズ
ミレット
キャッサバ

A村における受容と抵抗

1. 狩猟の継続、新猟法の創出
2. 野生動物保護への抵抗を象徴する民話
3. 「参加型保全」プロジェクトの受容

1．狩猟

狩猟民イコマ

「狩猟ができてイコマの男」

「文化としての狩猟」から「密猟」へ

1970年代以前の狩猟風景→

公園パトロール

逮捕された狩猟者

↓

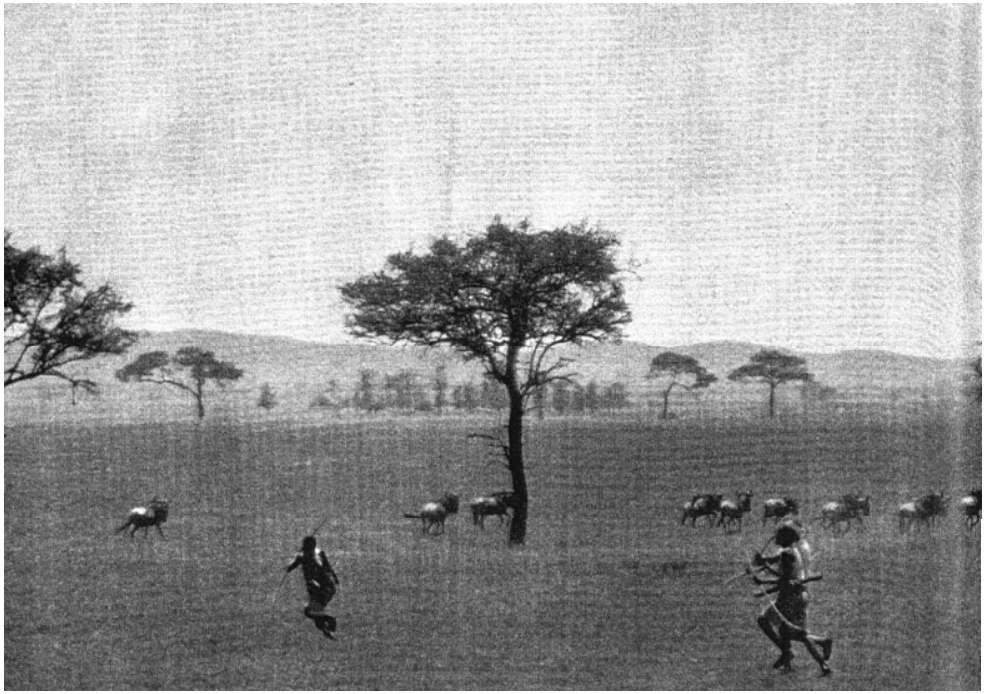

出典: Grzimek & Grzimek (1959)

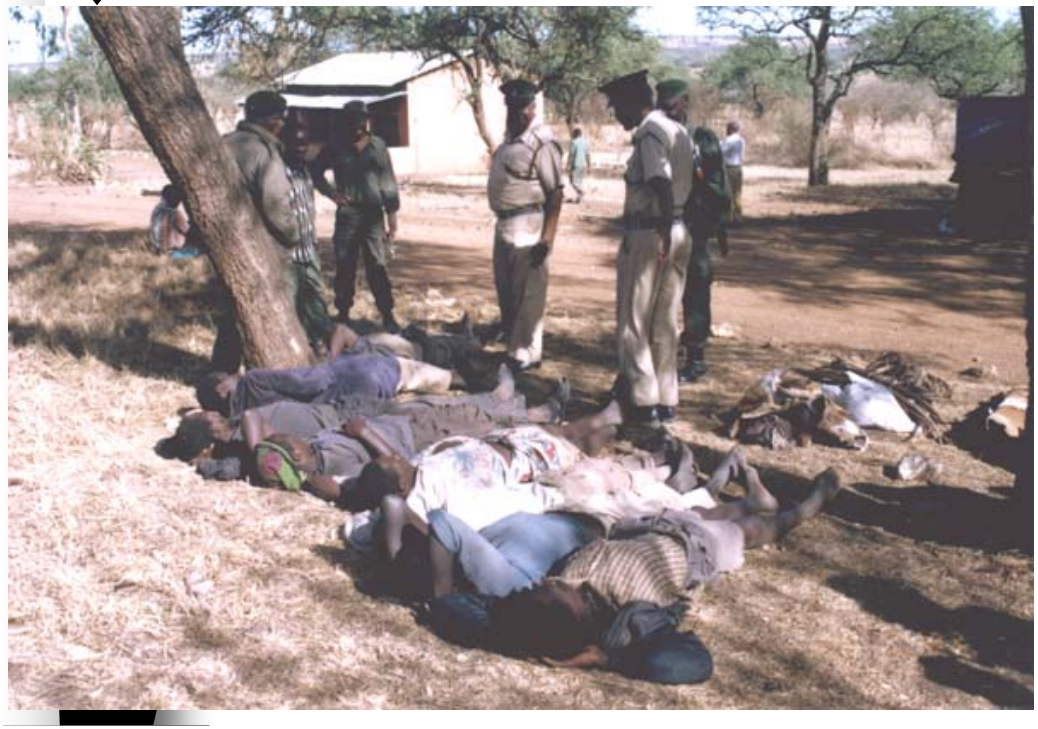

1．狩猟の継続、新猟法の創出

- 見つかりにくい猟法を創出
- 動物委員会によるパトロールでの見逃し
- 逮捕するのは村外者

逮捕された狩猟者が持っていた罠

2. 野生動物保護への抵抗を象徴する民話

- イコマの神「マチャバ」
  神体の象牙
- 動物保護官によって没収されるが、不可解な現象が起こるため戻される

3.「参加型保全」プロジェクトの受容

- 1993年ノルウェーの資金援助による政府プロジェクト開始
- 野生動物委員会を組織
- 学校や診療所の建設
- 観光ホテルでの雇用
- 狩猟の自主管理には抵抗

小学校

「弱者の武器」としての特徴付け

- 「弱者の武器」「日常の抵抗形態」(Scott 1985)

・非組織的、非合法、日和見
・科学的資源管理の思想を受容しない
・制度そのものの変更を意図しない
（支配権力と共存）

2004年土地権利運動のあらまし

- 2004年1月　アメリカ系企業から移住要請
- 4月　企業が村の長老を集めて集会
  若者が反対表明
- 5月　企業職員を村人が追い返す
- 7月　ムグム会議、近代制度の村代表を招集
- 8月　セロネラ会議、長老を招集
- 9月　企業職員による村人への暴力事件
- 2005年2月　村土地の登記手続開始
- 2008年3月　企業との裁判、和解成立

土地権利運動に発展した要因

1. 土地の希少性の認識
2. 村長の長期独裁への不信
3. 村リーダーへの不信
4. 近隣村での強制移住とその後の勝訴

要因1：土地の希少性の認識

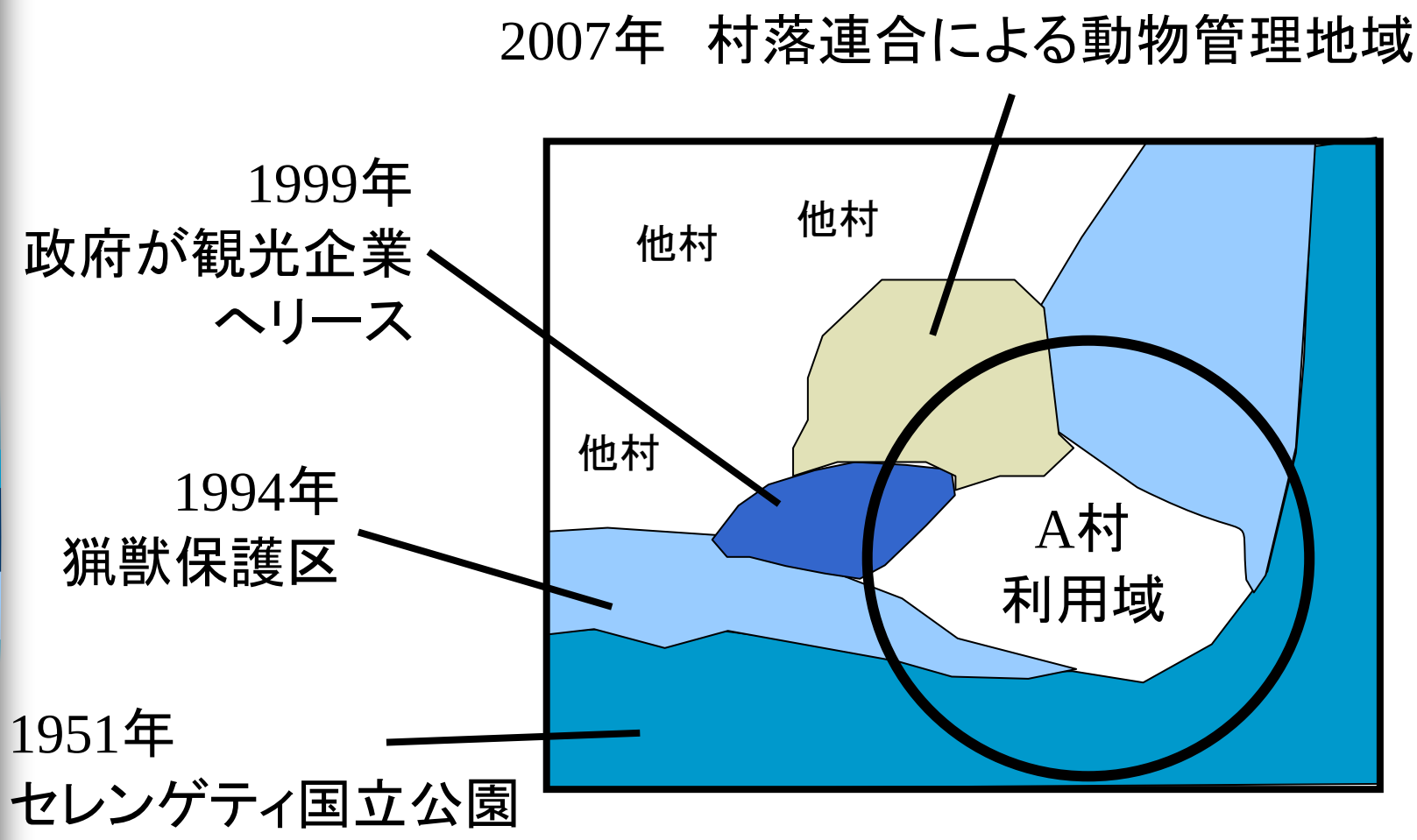

要因2：村長の長期独裁への不信

- 18年目を迎える長期政権
- 派手な行動、黒いうわさ
- 移住反対派リーダーは前動物委員長

寄付を受け取る村長

要因3：村リーダーへの不信

- 二つの意思決定機構、近代的・伝統的
- 政府による取り込み

  2004年ムグム会議・セロネラ会議

政府による会議

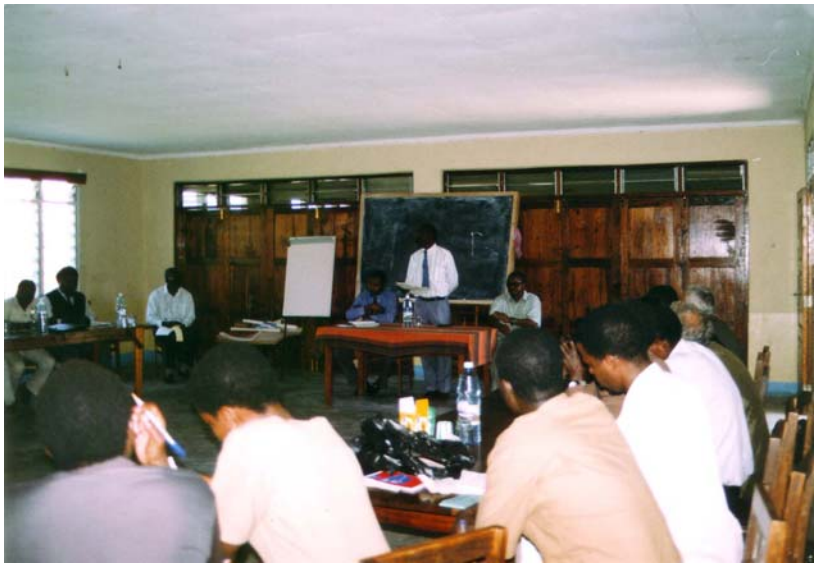

村の会議

要因4：近隣村での強制移住とその後の勝訴

- 2001年　ニャムマ村強制移住事件
- 2004年　村人の勝訴判決

強制移住以前の
ニャムマ村

土地権利運動まとめ

- 土地の希少性の認識
- 村長の長期独裁への不信
- 村リーダーへの不信
- 近隣村での強制移住事件とその後の勝訴

経済的･政治的 ･社会的要因

外部要因／内部要因

考察
参加型保全の「落し穴」を越えて

- 主体性の向上？
- 参加型保全の「落し穴」

「参加型保全」は、表面上は「住民にやさしい」。人びとは気づかない間に、「科学的な保全」を実行する「自己監視装置」を作ってしまう。

国家の管理が村の領域にまで拡大される結果を招く（Neumann 2001）。

考察

- A村の事例からは
- 「参加型保全」を換骨奪胎

- 集合的抗議行動
- 裁判、土地登記といった法制度にのっとった権利主張

→「弱者の武器」と近代的権利運動を組み合わせる